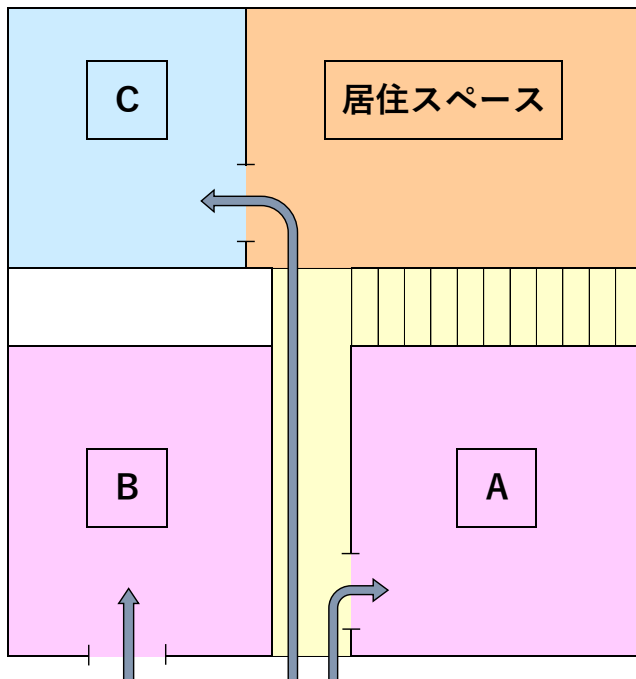


宅建業免許申請 Q&A

Q1 自宅で宅建業を開業することはできますか。

A1 自宅での開業は原則認められていません。ただし、以下の条件を全て満たす場合は開業することができます。

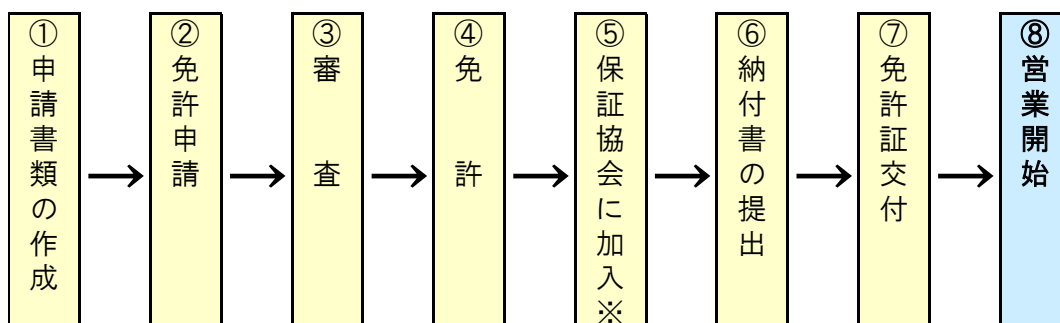
- ①玄関から居住スペースを通らずに事務所へ入ることができる。または、事務所として利用する一室に専用の出入り口がある。
- ②事務所として使用する部屋と居住スペースは壁などで明確に区切られて、室内が見えない状態になっている。
- ③事務所としての形態が整っている。
→事務机、接客スペース等



上記の例の場合、AとBの部屋は開業可能で、Cの部屋へは居住スペースを通らないと行けないため、開業することはできません。

Q2 営業開始までの流れを教えてください。

A2 以下の流れになります。



※保証協会への加入に替わり、供託所への
営業保証金の供託でも可能です。

●留意事項等

①申請書類の作成

書類はホームページの「提出書類一覧」を元に作成して下さい。

②免許申請

書類に不備がある場合は、不備を補正してからの受理となります。

③審査

審査には1ヶ月半程度かかります(免許審査の標準処理期間は土日祝日を除き30日です)。ただし、申請書類に不備がある場合はこの期間を超えることがあります。

④免許

免許されると、振興局から事務所あてに葉書で通知します。

⑥納付書の提出

新規免許後に営業を開始するためには、免許の付与後、「営業保証金の供託」又は「保証協会への加入」のいずれかを行う必要があります。いずれかの手続きを行い、登録の振興局へ必要書類を提出して下さい。その後免許証は交付され、営業を開始することができます。

以下随時掲載します。